

平成26年度包括外部監査

監査のテーマ：市が出資する公益財団法人（8法人）及び財政的援助を与えている公益社団法人（2法人）の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

第3 外部監査の結果 II 各論

II - 3. 公益財団法人千葉市スポーツ振興財団、スポーツ振興課及び公園管理課に係る外部監査の結果

3 - 2. 稲毛ヨットハーバーの管理許可に基づく事業の実施について（3）結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>①未収入金管理について【スポーツ振興財団】 （報告書P100）</p> <p>稲毛ヨットハーバー事業における未収金について、次の点を考慮して適正な督促及び管理を実施することにより、未収金管理に関する内部統制の整備・運用状況について改善されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 管理番号等に基づき、帳簿上の未収金額と補助簿である未収金一覧表、「未納者状況詳細」の整合性が一覧できるようにすること。 ii 未収金に関する職員間の情報共有及び他のチェックすべき書類との整合性等の再確認・定期的なチェックを適切に行うこと。 iii 未収金の評価について、未納者がどのようなレベルにあると評価することができるのか等を詳細に記載すること。 iv 時効期間経過までの間にどのような回収努力が網羅的に行われているかについて、確認できるようにすること。 v 稲毛ヨットハーバーの所属長、スポーツ振興財団事務局の経理担当者が内容確認の上、書面上に承認印を押印すること。 	<p>稲毛ヨットハーバー事業における未収金については、次の点を考慮して適正な督促及び管理を実施することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 未収金管理における管理番号については現在艇の保管してある場所を使用しているが、その他に年度と連番による管理番号を設定することとした。 ii 未収金の回収状況について、日時、請求方法及び連絡媒体、交渉内容、債務者の対応結果等、詳細に未納者台帳に記録する。また記録した台帳を基に、回収対策等進展状況についての報告会をハーバー内で3か月に1回定期的実施し、決算期には経理担当を含めた職員間で情報共有を行うと共に相互チェックを実施することとした。 iii 3か月に1回実施する報告会の結果を基に、未納者台帳に回収対応について記載することとした。 iv 未納者台帳に請求書の送付履歴、電話、訪問等の詳細と結果を記載することとした。 v 上記の対応における報告等は決裁により承認を行い、組織として、共通理解を図ることとした。

* 公益財団法人千葉市スポーツ振興財団は、平成31年4月1日から公益財団法人千葉市スポーツ協会に名称変更した。